

資源回収奨励報償金制度

刈谷市では、ごみの減量化と資源の再利用及び再生利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収活動をする市民団体に対して報償金を交付しています。

【報償金対象品目】

- 1 古紙類（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック等）
- 2 布類（古着・ボロ布）
- 3 金属類（空き缶・金属くず類）

【報償金対象団体】

- 1 刈谷市内に活動拠点を持つ団体であること
- 2 地域社会に貢献できる性格を持っていること
- 3 営利を目的としない団体であること

【報償金額】

回収量1kgにつき6円（1kg未満は切り捨て）

- ※ 対象品目に引き取り料が生じた場合（回収団体が業者へお金を支払う場合）は、回収量1kgにつき、最高4円まで報償金を加算します。
- ※ 年間資源回収実施計画書を平成24年2月15日までに提出していただいた団体については、報償金単価が7円となります。（平成24年度分の受付は終了しました。）
- ※ 申請していただいた計画は、極力変更がないようお願いします。やむを得ず変更する場合は、速やかに環境推進課まで連絡してください。ただし、市広報等に掲載する関係上、**実施月の2ヶ月前までに**必ず環境推進課まで連絡してください。

【報償金を受けるまでの手続き】

次の書類を、下記の期間内に環境推進課に提出してください。

① 刈谷市資源回収実施団体登録申請書(様式第1号)

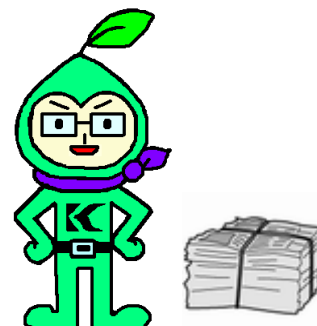
- ※ 新規に団体登録を行う際に提出してください。
- ※ 代表者に変更があった場合は速やかに変更届(様式第2号)を提出してください。

② 刈谷市資源回収奨励報償金交付申請書(様式第4号)

- ※ 振込先口座は間違いのないようご記入ください。特に口座名義は通帳をご確認の上、フリガナを含め、正しく記入してください。

③ 回収業者発行の計算書(団体名・回収日・回収単価のわかるもの、コピーは不可)

受付期間		
第1期	6月20日～	6月30日
第2期	9月20日～	9月30日
第3期	12月20日～	12月28日
第4期	3月20日～	3月31日



- ※ 各期末日が土・日曜日に当たる場合は、直前の金曜日までに提出してください。
- ※ 当該年度内に実施したものであれば、どの期間に申請されても構いませんが、**24年度実施分(平成25年3月31日までに実施した分)については必ず第4期までに提出してください。また、支払日(平成25年4月末日)までは口座名義等は変更しないでください。**

(連絡先 経済環境部環境推進課 直通電話 0566-62-1017)